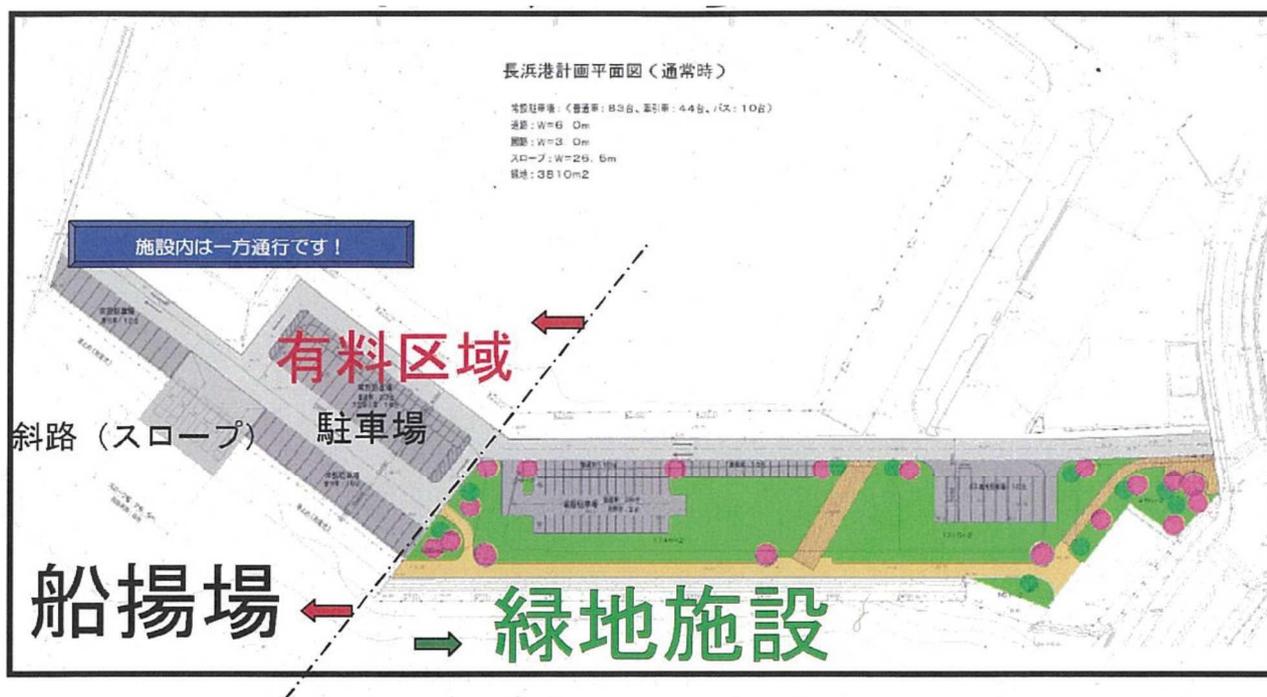


# 長浜港の利用・料金について



★平成20年5月3日から船揚場の駐車場と斜路（スロープ）の利用は有料です。  
入場や施設を利用される方は利用料金を長浜港現地管理事務所へお支払いください。

## 利用料金（令和7年4月1日改正）

斜路（スロープ）使用料（1隻1日につき）	1,640円
トレーラ（付自動車）の駐車料（1回1台につき）	1,240円
普通自動車の駐車料（1回1台につき）	620円

利用料金のお支払いがない場合、入場や施設の利用はできません。  
お釣りのいらないように準備をお願いします。

★有料区域の利用にあたり、利用申請書に申請者氏名、船舶操縦免許取得者氏名、船舶検査証書の内容等の必要事項を記入し長浜港現地管理事務所へ提出してください。

利用申請書の必要事項に記入が無い場合、入場や施設の利用はできません。

事前に氏名等、必要事項を記入した利用申請書（コピー可）の提出でも可能です。

利用申請書は滋賀県ホームページの[長浜港スロープ等施設の利用申請書](#)からもダウンロードできます。

★次の証明書を入口で確認させていただく場合がありますので準備とご協力をお願いします。

1. 船舶操縦免許証
2. 船舶検査証書（コピーでも可）
3. 琵琶湖水上オートバイ安全講習修了証

★利用料金の徴収時期

徴収時期は3月～11月の土日および休日ですが、7月～8月は平日も徴収します。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	料金徴収時間帯
土日 休日													午前8時～午後6時
平日													〃

★利用者の手続き

利用申請書の記入・提出（コピー可） ⇒ 利用料金の支払い ⇒ 徴収票を受け取る  
 ⇒ 外から見える自動車内に徴収票を置く ⇒ 施設利用（斜路、駐車場）

★利用上のルールを必ず守ってください。

- ①午前8時以前に来られた方は午後6時までに利用申請書の提出と利用料金の支払いを長浜港現地管理事務所へ行ってください。
- ②原則として、平成20年4月1日から従来型2サイクルエンジン搭載のボート等は、琵琶湖では使用できません。  
 ただし、琵琶湖ルール（滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例）の経過措置を受けたボート等（シール貼付艇）は利用できます。
- ③水上バイクの利用者は、滋賀県警察本部主催の水上安全講習を受講してください。
- ④不正な利用やルール違反を繰り返された場合、施設を閉鎖することになります。

★長浜港利用ルールはこれまで同様に守っていただかなければなりません。



テント、イス等は禁止



ゴミの散乱、ポイ捨て禁止



ゴルフ、キャッチボール等球技禁止



花火、バーベキュー等禁止



斜路内等での給油禁止



斜路等に放置禁止、白線内に駐車

★港湾法（第37条の3）の規定により陸域水域ともにボート等の放置は禁止です。

強制撤去の対象となります。

快適な長浜港をつくる会、滋賀県、長浜市  
 長浜警察署、水上安全協会、PW安全協会、NB S A